

平成20年度経営計画の評価

広島県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

平成20年度の年度経営計画に対する実施評価は以下の通りです。

なお、実施評価に当たりましては、広島経済大学経済学部経済学科教授 松水 征夫氏、弁護士 金尾 哲也氏、公認会計士 石橋 三千男氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

平成20年度の県内経済は、上半期は、生産の一部に減産の動きがみられ始めたものの、全体としては概ね横ばいで推移したが、下半期において、海外経済の悪化を背景に輸出が大幅に減少するとともに、売上・収益環境の急速な悪化から設備投資の減少が続く中、個人消費の低迷や雇用・所得環境が厳しさを増すなど、県内景気は大幅に悪化しました。

また、中小企業においても、売上・収益環境の悪化から、引き続き厳しい状況が続きました。

(2) 中小企業向け融資の動向

新規融資先の開拓や提携保証の積極的な推進に加え、10月末から開始された「原材料価格高騰対応等緊急保証制度（緊急保証制度）」を積極的に利用するなど、県内金融機関は、総じて中小企業向け融資には積極的でした。

(3) 広島県内中小企業の資金繰り状況

当協会金融動向調査（平成21年1～3月）によると、中小企業の資金繰りDIは、 $\Delta 56.5$ ポイントで、そのマイナス幅は拡大するなど、中小企業の資金繰りは一段と厳しさを増しました。

(4) 広島県内中小企業の設備投資動向

日本銀行広島支店の調査によると、県内中小企業の設備投資は、非製造業は前年比1.1%増加となったものの、製造業においては前年比1.9%減少するなど、全体では前年を下回る水準で推移しました。

(5) 広島県内の雇用情勢

県内の雇用情勢は、平成21年3月の有効求人倍率は0.60倍で20ヵ月連続して前年比マイナスとなるなど、県内雇用情勢は厳しさを増しました。

2. 事業概況

平成 20 年度の保証承諾額は、上半期は前年度を下回る水準で推移していたものの、10 月末から取り扱いが始まった緊急保証への積極的な取り組みにより、計画額 3,600 億円を大幅に上回る 4,424 億円余（前年度比 110.9%）となり、3 年連続前年度比 110%を超える伸びとなりました。

期末における保証債務残高は、保証承諾額の伸びもあり、計画額 6,860 億円を上回り、過去最高の 7,279 億円余（前年度比 112.6%）となりました。

一方、代位弁済額は、倒産件数の増加などにより、計画額を大きく上回る 179 億円余（前年度比 121.6%）となり、平成 14 年度以来の大きな額となりました。

また、求償権の回収額は、無担保求償権や第三者保証人減少など回収環境の悪化に伴い、計画額に達せず、41 億円余（前年度実績比 87.6%）と前年度を下回りました。

平成 20 年度の保証承諾等の主要業務数値は以下の通りです。

項 目	件 数	金 額	計 画 値 (金 額)	計 画 比
保 証 承 諾	39,224 件 (100.2%)	4,424 億 07 百万円 (110.9%)	3,600 億 00 百万円	122.9%
保 証 債 務 残 高	94,447 件 (104.7%)	7,279 億 84 百万円 (112.0%)	6,860 億 00 百万円	106.1%
代 位 弁 済	2,872 件 (116.4%)	179 億 09 百万円 (121.6%)	155 億 00 百万円	115.5%
実 際 回 収	---	41 億 97 百万円 (87.6%)	43 億 80 百万円	95.8%

※（ ）内の数値は対前年度比を示す。

※単位未満は四捨五入。

3. 決算概要

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営基盤の強化に努めた結果、収支差額は 552 百万円の黒字計上となりました。この収支差額 552 百万円のうち、277 百万円を基金準備金に、残額の 275 百万円を収支差額変動準備金に繰り入れました。

基本財産のうち基金は、前年と同額の 5,868 百万円ですが、金融安定化特別基金については、中小企業金融安定化特別会計の当期収支差額△103 百万円の赤字を補てんするため、同額を取り崩し、期末の金融安定化特別基金は 1,100 百万円となり、期末の基金準備金については、収支差額のうち 277 百万円を繰り入れ、16,640 百万円となりました。

この結果、期末における基本財産は、23,608 百万円となり、前年度末と比べ 174 百万円の増加となりました。

平成 20 年度の決算概要（収支計算書）は、以下の通りです。

項 目	金 額	前年度比増減額
経常収入	85 億 27 百万円	2 億 64 百万円
経常支出	54 億 45 百万円	3 億 40 百万円
経常収支差額	30 億 82 百万円	△76 百万円
経常外収入	191 億 53 百万円	36 億 27 百万円
経常外支出	218 億 61 百万円	45 億 14 百万円
経常外収支差額	△27 億 08 百万円	△8 億 87 百万円
金融安定化特別基金取崩額	1 億 03 百万円	△88 百万円
制度改革促進基金取崩額	76 百万円	76 百万円
当期収支差額	5 億 52 百万円	△9 億 76 百万円

（注）単位未満は四捨五入のため、合計数字は必ずしも一致しない。

4. 重点課題への取組状況

昨年度の重点課題として掲げた項目への取組状況は、以下の通りです。

(1) 保証部門

ア 政策保証の推進

(ア) セーフティネット保証の推進

原材料価格や仕入価格の高騰等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、10月末から開始された緊急保証の取り扱いに、積極的に取り組みました。

この結果、セーフティネット保証の保証承諾は8,059件、125,086百万円となり、前年度に比べ件数で7,429件、金額で113,572百万円の増加となりました。(緊急保証実績：7,568件、119,000百万円)

(イ) 創業関連保証、再挑戦支援保証等の推進

起業及び再挑戦に係る保証を推進するため、平成20年4月に経営支援室を経営支援課に昇格させ、創業3制度(創業関連保証、再挑戦支援保証、創業等関連保証)を専門的に所掌させる取り組みを行った結果、創業3制度に係る保証承諾は394件、1,777百万円の実績となりました。

(創業3制度：承諾件数全国第9位、承諾額全国第16位)

(ウ) 特定社債保証、ABL保証の推進

特定社債保証やABL保証の利用促進を図るため、リーフレットを作成するなど広報活動の強化に努めました。

特に、ABL保証の推進については、NPO法人日本動産鑑定主催の研修会に参加し保証実務の習得に取り組むとともに、保証制度の理解と浸透を図るため、様々な広報媒体を活用した普及活動に努

めました。

(A B L 保証承諾実績 : 24 件 (前年度比 160%)、870 百万円 (前年度比 143%))

イ 金融機関等との連携

金融機関本部との情報交換会や意見交換会を実施し、金融機関との連携強化を図りました。

また、金融機関ごとに保証債務残高、新規承諾件数、保証制度の推進目標値を設置し、その推進目標額に対する金融機関の理解と協力を仰ぐなど、連携に努めました。(金融機関訪問 24 回)

さらに、各種保証推進キャンペーンを展開し、保証推進に積極的な金融機関店舗 (136 店舗) に対し、記念品や感謝状の贈呈を行いました。

ウ 経営支援・再生支援の強化

きめ細かい経営状況の把握と早期の経営支援を実現させるため、平成 20 年 4 月に経営支援室を経営支援課に昇格させ、経営支援や事業再生を専門的に所掌させることとした。

また、平成 20 年 8 月に社団法人中小企業診断協会と連携した企業経営サポート制度を創設し、年度目標を 30 企業と定め、経営者が経営改善に意欲を持ち経営診断を希望する中小企業に対し、無料で経営の診断・指導を実施しました。(9 企業実施)

こうした経営支援・再生支援体制の充実を図ったものの、経営支援・再生支援に係る保証は 8 件、257 百万円に留まりました。(経営改善 (リスタート) 保証 1 件、10 百万円、県緊急経営基盤強化資金 (企業再建) 6 件、120 百万円、求償権消滅保証 1 件、127 百万円)

エ 責任共有制度の影響把握

責任共有制度導入による中小企業に資金繰りへの影響を把握するため、金融機関との意見交換会を四半期ごとに実施したほか、金融機関と連携した適正保証の推進に努めた結果、混乱もなく円滑に導入できました。

(保証承諾、債務残高ともに3年連続110%を超える伸び)

オ 利便性の向上

中小企業信用リスク情報データベースの評点(CRD評点)を活用した金融機関や商工団体との提携保証(「わかば保証」、「リーグ保証」、「ブリッジ保証」)の提携基準を見直すとともに、当協会が独自に導入している保証申込事前照会書の様式を画一化するなど、簡易で迅速な提携保証の推進に努めました。

こうした利便性の向上に努めた結果、特に「わかば保証」については、金融機関の新規先獲得ツールとして活用されるなど、保証利用浸透度の向上につながりました。

(平成20年度末保証利用企業者数：37,997企業(前年度末457企業増加))

(2) 期中管理部門

ア 代位弁済の抑制

大口（債務残高 50 百万円以上）の保証利用先については、定期的（8 月、2 月）に金融機関へ決算書の提出を求め、経営状況の把握に努めるとともに、必要に応じ現地調査や面談を行うなど、期中管理の徹底に努めました。（決算書徴求先数：4,928 件）

また、事故報告受領の前段階にある期限経過や延滞している債務については、個々の企業の実情に即した返済方法の緩和など、代位弁済の抑制に向けた効果的な措置を講じました。

一方、調整見込みのない先に対しては、早期に代位弁済事務に着手し、代位弁済の進捗管理や迅速・的確な事務処理に努めるなど、代位弁済額の抑制に努めました。（代位弁済支払利息率：0.70%、前年度比 0.10%低下）

こうした代位弁済の抑制に努めた結果、調整案件は、441 件（前年度比 106.7%）、1,448 百万円（前年度比 103.0%）となり、件数、金額ともに前年度を上回ったものの、急速な景気後退による企業倒産の増加もあり、代位弁済は、当初の目標額である 15,500 百万円を 2,409 百万円上回る 17,909 百万円となりました。

イ 経営支援・再生支援への積極的な取り組み

再生支援への取り組みの一環として、再生支援協議会が毎月開催している「地元金融機関等との連絡会議」に参加するとともに、経営改善計画策定支援を決定した中小企業者に対し条件変更手続きにより返済方法の緩和を行うなど、経営支援・再生支援に努めました。（条件変更実績：39 企業、290 件）

(3) 回収部門

ア 回収の促進

担当者ごとに回収目標額を設定し、求償権の実態に即した回収方針を決定するとともに、その進捗管理の徹底に努め、回収の最大化を図りました。

また、任意回収が困難な求償権については、コスト・効果を考慮し、実情に即した法的措置を講じるなど、回収の促進に努めました。(法的措置実施件数：512件)

こうした目標管理の推進や回収の促進に努めたものの、無担保求償権や第三者保証人非徴求の求償権が増加するなど、回収環境の悪化に伴い、回収額は当初の目標額である4,380百万円を183百万円下回る4,197百万円となりました。

イ 管理業務の合理化

回収見込みのない求償権については、適正に管理事務停止及び求償権整理を実施し、管理業務の合理化に努めました。(管理事務停止件数：1,189件、求償権整理件数：933件)

ウ 再生支援への積極的な取組み

求償権の解決に向けた再生支援案件の掘り起こし(25企業)を行うとともに、再生支援協議会と連携した再生支援に努めたものの、再生支援の取組は、求償権消滅保証1件、127百万円、営業譲渡特別清算に係る保証1件、8百万円の実績に留まりました。

(4) その他間接部門

ア 業務の効率化

事務の合理化・効率化を図るため参加を決定した保証協会共同システムへの円滑な移行に向け、平成 20 年 4 月にプロジェクトチームを設置し、プロジェクトチームを中心に役職員一丸となって取り組みました。

(平成 21 年 5 月 7 日稼働)

イ コンプライアンス態勢の充実・強化

コンプライアンス・プログラムを制定し、コンプライアンスに関連する規程の制定や外部講師による階層別コンプライアンス研修等を実施しました。

また、コンプライアンス・チェックシートを活用した浸透状況の調査を実施するとともに、検査役によるコンプライアンス検査を実施するなど、コンプライアンスに対する認識に向上に努めました。

ウ 人材の活性化

全国信用保証協会連合会主催の階層別・業務別研修や自治総合研修センター主催の各種研修に積極的に参加させるとともに、定期的に業務別職場研修（保証業務・管理業務）を実施し、適切な能力の向上と活性化に努めました。

エ 広報活動の充実

協会のホームページを平成 20 年 12 月にリニューアルし、各種保証制度の紹介や業務内容に関する情報

など、中小企業者や金融機関等に対する情報提供の一層の充実を図りました。

また、保証協会の知名度の向上や各種保証制度の利用促進を図るため、ラジオCMや新聞広告などの広報活動を積極的に行いました。

5. 外部評価委員会の意見

(1) 保証部門においては、中小企業及び金融機関等のニーズに的確に応えるため、簡易で迅速な提携保証の提携基準を見直すとともに、10月末から取り扱いが開始された「緊急保証制度」を積極的に活用するなど、金融機関等と連携した保証推進に努めていることが評価できます。

今後は、再生支援協議会、中小企業診断協会などとの連携のもと、経営改善を必要とする中小企業への更なる支援の充実を期待します。

(2) 期中管理部門においては、個々の企業の実情に応じた返済方法の緩和や、早期に代位弁済事務に着手するなど、代位弁済の抑制に向けた各課題への取り組み姿勢が評価できますが、代位弁済額は計画額を上回り、年々増加しています。

今後は、代位弁済の抑制に向けたより一層の努力と工夫を凝らすなど、更なる期中管理の徹底に努める必要があると考えられます。

(3) 回収部門においては、目標管理の徹底、きめ細かい督促、効果的な法的措置の早期着手を行うなど、各課題を積極的に取り組んでいる姿勢が見受けられますが、回収環境の悪化に伴い求償権の回収額が減少し、計画額を下回っています。

今後は、サービサーを活用した効率的な回収体制の見直しを検討するなど、更なる求償権回収の最大化に努めていただきたい。

(4) コンプライアンスにおいては、コンプライアンス・プログラムに基づいた、コンプライアンス研修の実施をはじめ、

コンプライアンスの浸透度調査などを行うなど、コンプライアンスに対する理解と認識の浸透に向けた取り組み姿勢が見受けられます。

今後は、モニタリング体制の確立や法令順守状況などの内部検査体制を充実させ、更なるコンプライアンス態勢の充実を図っていただきたい。

- (5) その他間接部門については、保証協会共同システムへの円滑な移行に向けたプロジェクトチームの設置、協会業務を担う人材の育成、ホームページのリニューアルなど広報活動の充実に努めるなど、課題解決のための取り組みが着実に進められていると評価できます。